

医科点数等 Q & A

(在宅医療)

Q 1 月の途中から在宅寝たきり処置指導管理料、在宅悪性腫瘍等患者指導管理料などを算定した場合、当該月の指導管理を行う以前に実施したそれぞれの在宅療養指導管理料に包括される処置や注射については算定可能か。

A 1 算定できません。

(投薬)

Q 2 同一患者に対して、同一日に院内処方と院外処方を行うことは可能か。

A 2 院内処方と院外処方の同日併用は原則認められません。しかし、やむを得ない事態であれば、レセプトの「摘要」欄に理由と日付を記載し、請求することが可能です。「やむを得ない事態」とは、常時院外処方箋による投薬を行っているが、患者の症状等から緊急に投薬の必要性を認めて臨時的に院内投薬を行った場合、又は常時院内投薬を行っている患者に対して、当該医療機関で常用していない薬剤を緊急かつ臨時的に院外処方箋により投薬した場合をいいます。